

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（有価証券の内容等を説明した書面）</p> <p>2-2 <u>定義府令第11条第1項第2号及び第2項第1号ロ、第13条第1項第2号、第2項第2号ロ及び第3項第1号ロ、第13条の4第1項第2号及び第2項第1号ロ並びに第13条の7第1項第2号、第2項第2号ロ及び第3項第1号ロに規定する「当該有価証券に関する情報を記載した書面」とは、当該有価証券が、その投資者に受益権証書（当該受益権証書の預り証を含む。以下同じ。）が交付され、当該受益権が譲渡されるごとに新受益権証書が譲受者に交付されるものである場合には、当該受益権証書とする。ただし、当該受益権証書に信託契約の写しが添付される場合には、それをもって当該受益権証書への記載に代えることができることに留意する。</u></p> <p>（従業員等持株会に係る500名の取扱い）</p> <p>2-3 従業員株式所有制度（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この2-3において「開示府令」という。）第2号様式記載上の注意（47-2）aに規定する「従業員株式所有制度」をいう。以下同じ。）において、従業員等持株会（開示府令第2号様式記載上の注意（47-2）aに規定する「従業員等持株会」をいう。以下同じ。）の参加者（当該従業員等持株会を退会した者及び参加者又は退会者の相続人その他一般承継人を含む。以下同じ。）が信託受益権（法第2条第2項第2号に掲げる権利をいう。以下2-3において同じ。）を取得する場合における、<u>令1条の7の2若しくは令1条の8の5</u>に規定する500名は、当該信託受益権に係る信託契約の締結時において受益者が現存せず、又は確定しない場合であっても、受益者となることが予定されている者を受益者として計算することに留意する。ただし、従業員株式所有制度における従業員等持株会による株券等の取得等が、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イからへまでに掲げるすべての要件に該当するものである場合には、当該従業員株式所有制度を利用した従業員等持株会を一人受益者として取り扱うことができることに留意する。</p> <p>法第4条（募集又は売出しの届出）関係</p> <p>（届出の取下げ願いが提出された場合）</p> <p>4-3 4-2により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第4条第6項に規定する通知書があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた第二項有価証券は、<u>法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。</u></p>	<p>A基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（有価証券の内容等を説明した書面）</p> <p>2-2 <u>定義府令第11条第2項第3号ロ、第13条第3項第4号イ及びロ並びに同項第5号ハに規定する「当該有価証券の内容等を説明した書面」とは、当該有価証券が、その投資者に受益権証書（当該受益権証書の預り証を含む。以下同じ。）が交付され、当該受益権が譲渡されるごとに新受益権証書が譲受者に交付されるものである場合には、当該受益権証書とする。ただし、当該受益権証書に信託契約の写しが添付される場合には、それをもって当該受益権証書への記載に代えることができることに留意する。</u></p> <p>（従業員等持株会に係る500名の取扱い）</p> <p>2-3 従業員株式所有制度（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この2-3において「開示府令」という。）第2号様式記載上の注意（47-2）aに規定する「従業員株式所有制度」をいう。以下同じ。）において、従業員等持株会（開示府令第2号様式記載上の注意（47-2）aに規定する「従業員等持株会」をいう。以下同じ。）の参加者（当該従業員等持株会を退会した者及び参加者又は退会者の相続人その他一般承継人を含む。以下同じ。）が信託受益権（法第2条第2項第2号に掲げる権利をいう。以下2-3において同じ。）を取得する場合における、<u>令1条の7の2若しくは令1条の8の3</u>に規定する500名は、当該信託受益権に係る信託契約の締結時において受益者が現存せず、又は確定しない場合であっても、受益者となることが予定されている者を受益者として計算することに留意する。ただし、従業員株式所有制度における従業員等持株会による株券等の取得等が、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イからへまでに掲げるすべての要件に該当するものである場合には、当該従業員株式所有制度を利用した従業員等持株会を一人受益者として取り扱うことができることに留意する。</p> <p>法第4条（募集又は売出しの届出）関係</p> <p>（届出の取下げ願いが提出された場合）</p> <p>4-3 4-2により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第4条第5項に規定する通知書があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた第二項有価証券は、<u>法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。</u></p>

(参照方式の利用適格書面)

4-4 特定有価証券開示府令第12条第1項第3号ハ又は第7号ハに規定する「書面」はおおむね次の様式1により、同項第4号イ又は第8号イに規定する「書面」はおおむね次の様式2により作成するものとする。

(様式1)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

印

投資法人名 _____
代表者の役職氏名 _____ 印

- 当法人は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 当法人の発行する投資証券は、〇〇取引所に上場されている。
(新規上場日 平成 年 月 日)
(注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。
- (次のいずれかを記載する。)
 - イ 当法人の発行済投資証券は、算定基準日(平成 年 月 日)以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。
 - (1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円
 - (2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額 円
 - ロ 当法人の発行済株券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。 円
(参考)
(平成 年 月 日の上場時価総額)
〇〇取引所における最終価格 円
× 発行済投資口総数 株 = 円
(平成 年 月 日の上場時価総額)
〇〇取引所における最終価格 円
× 発行済投資口総数 株 = 円
(平成 年 月 日の上場時価総額)
〇〇取引所における最終価格 円
× 発行済投資口総数 株 = 円
 - ハ 当法人は、本邦において算定基準日(平成 年 月 日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された投資証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。
(参考)
(平成 年 月 日の募集)
発行価額 円

(参照方式の利用適格書面)

4-4 特定有価証券開示府令第12条第1項第3号ハ又は第6号ハに規定する「書面」は、おおむね次の様式により作成するものとする。

(様式)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

印

投資法人名 _____
代表者の役職氏名 _____ 印

- 当法人は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 当法人の発行する投資証券は、〇〇取引所に上場されている。
(新規上場日 平成 年 月 日)
(注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。
- (次のいずれかを記載する。)
 - イ 当法人の発行済投資証券は、算定基準日(平成 年 月 日)以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。
 - (1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円
 - (2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額 円
 - ロ 当社の発行済株券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。 円
(参考)
(平成 年 月 日の上場時価総額)
〇〇取引所における最終価格 円
× 発行済投資口総数 株 = 円
(平成 年 月 日の上場時価総額)
〇〇取引所における最終価格 円
× 発行済投資口総数 株 = 円
(平成 年 月 日の上場時価総額)
〇〇取引所における最終価格 円
× 発行済投資口総数 株 = 円
 - ハ 当社は、一の格付機関により既に発行した投資証券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した投資証券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする投資証券のいずれかに特定格付が付与されている(これらの格付が公表されている場合に限る。)
(1) 格付が付与されている投資証券(既に発行したもの)の名称 〇〇格付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)
(2) 格付が付与されている投資証券の名称

(平成 年 月 日の売出し)

売出価額 円
総額 円

既に発行したもの又は当該届出をしようとするものの別
格付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)

(様式2)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

社
印

会社名
代表者の役職氏名 印

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において算定基準日(平成 年 月 日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成 年 月 日の募集)
発行価額 円
(平成 年 月 日の売出し)
売出価額 円
総額 円

法第7条(訂正届出書の提出)関係

7-1 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、当該届出に係る投資信託証券の申込期間中に提出される当該投資信託証券に係る有価証券報告書及びその添付書類並びに半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書(以下「継続開示書類」という。)と同時に訂正届出書が提出される場合において、当該訂正届出書の訂正事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものがあるときには、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該訂正届出書に記載することで、当該訂正事項を記載したものとする。

この場合、当該訂正届出書は当該継続開示書類の末尾に添付するものとし、当該継続開示書類の表紙又はその他の見やすい箇所に訂正届出書が添付されている旨を分かりやすく記載するものとする。

法第8条(届出の効力発生時期)関係

(新設)

法第7条(訂正届出書の提出)関係

7-1 法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力が生じた後、当該届出に係る投資信託証券の申込期間中に提出される当該投資信託証券に係る有価証券報告書及びその添付書類並びに半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書(以下「継続開示書類」という。)と同時に訂正届出書が提出される場合において、当該訂正届出書の訂正事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものがあるときには、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該訂正届出書に記載することで、当該訂正事項を記載したものとする。

この場合、当該訂正届出書は当該継続開示書類の末尾に添付するものとし、当該継続開示書類の表紙又はその他の見やすい箇所に訂正届出書が添付されている旨を分かりやすく記載するものとする。

法第8条(届出の効力発生時期)関係

8—1 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による追加型の投資信託証券の募集に係る届出に関し、次に掲げるすべての要件に該当する場合には、法第8条第3項の規定により、当該届出に係る有価証券届出書の提出日（以下8—1において「届出書提出日」という。）の翌日にその効力を生じさせるものとする。ただし、当該届出者から当該取扱いについて書面による申出がない場合又は当該取扱いが適当でない認められる場合は、この限りでない。

法第13条（目論見書の作成）関係

13—1 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、有価証券届出書に記載された内容を分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意する。この場合、有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、グラフ、図表等を使用することができる。
また、目論見書（特定有価証券府令第15条第1項第1号及び第2号に規定する目論見書を除く。）に記載に当たっては、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することができる。

法第15条（届出の効力発生と目論見書の交付）

（削る）

（削る）

8—1 法第4条第1項又は第2項の規定による追加型の投資信託証券の募集に係る届出に関し、次に掲げるすべての要件に該当する場合には、法第8条第3項の規定により、当該届出に係る有価証券届出書の提出日（以下8—1において「届出書提出日」という。）の翌日にその効力を生じさせるものとする。ただし、当該届出者から当該取扱いについて書面による申出がない場合又は当該取扱いが適当でない認められる場合は、この限りでない。

法第13条（目論見書の作成）関係

13—1 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、有価証券届出書に記載された内容を分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意する。この場合、有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、グラフ、図表等を使用することができる。
また、目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することができる。

法第15条（届出の効力発生と目論見書の交付）

15—2 法第15条第3項の規定により直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」という。）に記載すべき事項を記載した上で、当該事項の一部又は全部を法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」という。）の「フェンドの詳細情報の項目」に記載することを妨げない。

15—3 交付目論見書と請求目論見書を同時に交付し、又は一冊に合冊したものを交付することができる。この場合においては、交付目論見書の部分と請求目論見書の部分の区別が明白となるよう、表示することに留意する。